

平成31年4月25日
運輸安全委員会

旅客船そら衝突（進入灯台）事故に係る
勧告に基づき講ずべき措置について（実施計画）

平成29年7月26日に阪神港神戸第5区で発生した旅客船そら衝突事故について、原因関係者である株式会社OMこうべから、当委員会が行った勧告に基づき講ずべき措置について報告を受けましたのでお知らせします。（別添）

この事故については、平成30年12月20日に事故調査報告書の公表とともに同社に対して勧告を行っていたところです。（参考）

なお、同社からの報告は、勧告の内容を反映したものとなっています。

別添

平成31年3月18日

運輸安全委員会
委員長 中橋 和博 様

株式会社OMこうべ
代表取締役社長

旅客船そら衝突（進入灯台）事故に係る
「勧告に基づき講じる措置」に関する実施計画について

平成30年12月20日付、運委参第150号「旅客船そら衝突（進入灯台）事故にかかる勧告」に関しまして下記のとおり実施計画を作成しましたのでご査収くださいますようお願い申し上げます。

I 勧告

再発防止策が継続的に、かつ、確実に実施されることが重要であることから、次の事項に重点を置き、継続的に運航委託先の乗組員に対する教育及び訓練を実施すること。

- (1) 航海計器の適切な利用を含む見張りの重要性
- (2) 乗組員間における航海の安全に関する情報共有の重要性
- (3) 乗揚（衝突）予防援助装置の活用を含む安全運航の重要性
- (4) 基準航路を航行することの安全性を認識し、可能な限り基準航路を航行するなど適切な操船を行うことの重要性

II 講ずべき措置に関する実施計画

1. 勧告(1)から(4)の事項に重点を置いた運航管理委託先の乗組員に対する教育及び訓練を以下のとおり継続的に実施することとします。

- ① 外部指導員及び安全統括管理者及び運航管理者による航海の安全等に関する研修の実施

主な研修内容：航海計器を適切に利用した見張り、BRM（ブリッジリソースマネジメント）、乗揚（衝突）予防援助装置の活用、基準航路を航行することの重要性、安全管理規程及び関係法令の遵守等

実施時期：年2回 原則として4月、9月及び必要に応じて実施

対象：運航委託先の乗組員及び当社の船舶の運航に関わる社員その他
別紙①「平成31年度安全等に関する教育及び訓練の実実施計画」参照

- ② 実務者によるOJTの実施

主な研修内容：運航管理者が指名する船長による操船、見張り、BRM、乗揚（衝突）予防援助装置、航海計器の活用及び基準航路を航行することの



安全性に関するOJT

実施時期：年2回 原則として7月、12月及び必要に応じて実施

対象：運航委託先の乗組員

別紙②「平成31年度OJT実施計画」参照

③ セミナー等への積極的な参加

研修内容：神戸運輸監理部が主催する研修、セミナー等に、運航管理委託先の乗組員を積極的に参加させることとします。

また、当社の船舶の運航管理に関わる職員についても、適宜参加することとします。

別紙③「平成30年度セミナー等参加実績」参照

2. 教育及び訓練の成果の確認等について

上記の教育及び訓練の確認等について、下記のとおり実施することとします。

① 内部監査における運航状況の確認

安全管理規程に基づき、安全統括管理者及び運航管理者等が行う内部監査（乗船）において、運航状況チェックリストを用いた運航状況の確認を行います。

年4回 四半期ごとに実施

別紙④「運航状況チェックリスト」参照

② 外部指導員による乗船監査の実施

1. ①に掲げる研修に併せて運航状況の確認を行います。

年2回 原則として4月、9月に実施

③ 運航状況の確認

- 安全統括管理者及び運航管理者等において、適宜AISモニターシステムにより、各船の基準航路の航行状況を確認します。
- 基準航路から大きく離脱した航行が確認された場合は、報告書を作成させ、ドライブレコーダの情報等も含め、海上運送法第19条第2項に基づく国土交通省神戸運輸監理部の命令（平成29年9月7日付け）を受けて開催することとした安全推進会議において検証、改善策について協議します。
安全推進会議（原則として毎月1回開催）
出席者：安全統括管理者及び運航管理者、船長、機関長等
- 会議において了承した改善策について、全乗組員にメール配信等で情報共有のうえ、以後の安全推進会議において、さらに周知徹底を図ります。

3. 教育及び訓練の見直し

上記2. ①から③の結果を踏まえ、1. ①及び②に掲げる教育及び訓練の計画、内容について検討を行い、必要と認めたときは見直しを行うこととします。

4. 完了報告の提出

上記1から3について、実施状況等について確認いただける資料を添付のうえ、2020年2月28日までに報告します。

平成31年度安全等に関する教育及び訓練の実施計画

1. 実施時期及び内容等

実施時期	対象者	指導員	実施項目
4月 9月	運航委託先の乗組員	外部指導員	航海計器の適切な利用
			乗揚（衝突）予防援助装置の活用
			見張りの重要性
			基準航路を航行することの重要性
		安全運航のためのBRM講習	
		運航管理者	安全管理規程及び関係法令の遵守について
10月	当社の船舶の運航に関わる社員その他	安全統括管理者	安全管理規程及び関係法令の遵守について
			海運事業における、重要機関、制度の仕組みについて

2. 外部指導員（予定）

船舶安全サービス株式会社
副社長・海事補佐人 鈴木 邦裕 様

平成31年度OJT実施計画

1. 実施時期及び内容等

実施時期	OJT重点項目	備考
7、12月	航海計器の適切な利用について	・外部指導員による安全研修の3か月後 ・実運航船1往復に対して実施 ・更なる理解、徹底が必要とされる対象者については再指導を行う
	目視と航海計器による見張りについて	
	乗揚（衝突）予防援助装置の活用について	
	乗組員間での安全航海に向けた情報共有の方法及び重要性について	
	基準航路の航行による安全性の認識と基準航路の航行など適切な操船の重要性について	

2. OJT指導員（予定）

加藤汽船株式会社所属 船長 四級海技士（航海）免状 受有

平成30年度セミナー等参加実績

実施年月	講習名	講習内容
4月	Sea Japan 2018	女性船員の活躍推進に向けた女性の視点による検討会
6月	女性船員を対象とした懇談会	女性船員の現状などについて 海運業界における男女共同参画推進のための研究
	海上保安懇話会	海上保安庁・第五管区海上保安部70年史 灯台150周年の歩み、輻輳海域等における安全確保 治安の確保 津波シミュレーションマップ
	安全運航対策委員会	運行管理者・乗組員研修の実施について
7月	「みなとこうべ海上花火大会」安全対策委員会	陸上警備・海上警備について
	運輸安全マネジメントセミナー 「ガイドラインセミナー」	運輸事業者における安全管理の進め方 暗線管理体制に係る「内部監査」の理解を深めるために
	運輸安全マネジメントセミナー 「リスク管理セミナー」	リスク管理(事故、ヒヤリ、ハットの収集、活用の進め方)
8月	海事産業で働く女性の座談会	この産業に入ってみた印象 働きやすいところ、働きにくいところ
10月	平成30年度第1回運航管理者及び乗組員研修会	旅客船におけるテロ対策について 最新気象情報と復元性の把握 旅客船の安全運航
12月	平成30年度年末総点検開始式及び事故対応訓練	年末総点検開始式 事故対応訓練
1月	第13回関西国際空港地震津波対策連絡協議会	台風被災後の災害対策について KIX関係事業者間の更なる連携強化について 関西国際空港総合対策本部の設置について 今年度の地震津波防災訓練の実施について 防災情報伝達システムの変更について 関西空港における地震津波対策ハード整備について
2月	平成30年度第2回運航管理者及び乗組員研修会	船舶の安全に関する気象海象の知識と 防災気象情報の利活用
	第61回船舶気象懇談会	灯台150周年を迎えて 気象庁の海面水温解析
	泉州港長との意見交換会	意見交換会

運航状況チェックリスト(往路 ・ 復路)							評価
監査日	年 月 日(曜)	天候		船名		出航時間	/29
監査員氏名		運航要員	船長名 :		機関長名 :		
確認	停泊時確認項目		監査員確認内容		記入欄		
	係船索の状態確認		張り合わせ状況、ロープの劣化確認、取り付けビット位置は的確か。				
	固形救命浮器・浮環・信号灯の設置状況確認		運航要員は固縛状態及び流失は無いかを確認しているか。				
	船体の状態確認		運航要員は船体外観に異常が無いか確認しているか。				
	機関の状態確認		運航要員は運転音・排気色・冷却海水水量など機関の状態を確認しているか。				
	乗降装置の状態確認		運航要員は乗降タラップの可動部分・油圧ホースの状態などを確認しているか。				
	シートベルト着用確認		運航要員はシートベルトの着用を旅客にお願い、着用状況を確認しているか。				
	航路上の気象・海象の説明		運航要員は荒天が予想される場合、旅客に対して移動には十分注意する様説明しているか。				
確認	出港時確認項目		確認内容				
	船長の後方確認、機関長の報告、陸上員の報告		運航要員・陸上員が協力して後方確認を行っているか。				
	出港時間の確認		運航要員は出港時間に大幅な遅れが生じた場合、僚船・港店・バスに連絡を行っているか。				
	航海計器・装置の作動確認		レーダー・各カメラの状態、夜間航海の航海灯点灯などの確認				
	係船索の取り外し指示確認		係船索のレック・クリアの指示、報告・確認がアンサーバックされているか。				
	後進時の汽笛吹聴		岸壁の影より侵入してくる漁船・プレジャーボートに注意喚起をする。				
	神戸スカイゲートブリッジ周辺の船舶状況確認		空港島・港島間の水路を航行する船舶を確認する。				
	操船状態から航進増速状態への移行確認		機関の状態確認の為、増速操作は機関長が行っているか。				
	出港作業の終了確認		船長はS/B解除を発令して、作業灯などを消灯機関長の安全を確認しているか。				
確認	航海中確認項目		確認内容				
	変針点の確認		基準航路変針点における、コース確認を機関長と共有しているか。				
	基準航路上物標の確認		航路上の物標確認を的確に行い、情報を機関長と共有しているか。				
	基準航路よりの離脱状況確認		機関長は、GPSレーダー上での基準航路離脱状況を船長に適宜報告情報共有をしているか。				
	見合い船の確認		見合い関係にある船舶の発見報告を的確に行っているか。				
	見合い船避航方法の確認		船長は、見合い関係船の避航方法を明確に表現しているか。				
	僚船の確認		僚船の運航状況を確認、異常がある場合連絡を取っているか。				
	着時間の報告		着予想時間を絶えず確認して、必要に応じて旅客・港店に報告しているか。				
	海象・気象状況を旅客に伝達		気象海象により、移動などに注意する事を喚起しているか。				
確認	入港時確認項目		確認内容				
	港内状況の確認・報告		着時間の報告時港店より港内情報を入手確認しているか。				
	入港準備作業確認		作業灯点灯等、入港準備作業及び機関長の安全を確認しているか。				
	後進テスト確認		後進テストが行える状況で、適宜後進テストを行っているか。				
	係船作業終了の確認		係船索が、安全に巻取が行われているか確認を行い、機関長と状況確認を行っているか。				
	入港時間の確認		入港時間に大幅な遅れが生じた場合、僚船・港店・バスに報告が必要。				
	航海計器・装置の作動停止確認		航海灯の消灯、レーダーの停止などを行っているか。				
確認欄 : できていれば「○」、できていなければ「×」を記入してください。 記入後は、評価欄に「○」の数を記入してください。							

株式会社OMこうべ

代表取締役社長 殿

運輸安全委員会

委員長 中橋 和博

旅客船そら衝突（進入灯台）事故に係る勧告について

本事故は、夜間、旅客船そらが、阪神港神戸第5区にある神戸空港海上アクセスターミナルの棧橋に向けて阪神港神戸区を北進中、船長が操舵スタンドの左舷側に設置されたレーダー及びレーダー画像を重畳したGPSプロッターを使用せず、目視のみで見張りを行っていたため、神戸空港東進入灯台に向かっていることに気付かず、同灯台に衝突したものと考えられる。

貴社は、安全管理規程により定めることが義務付けられた通常航海当直配置の具体的な内容を明示して周知していなかったこと、並びにレーダー及びGPSプロッターを使用した適切な見張りを行い、乗組員で情報を共有することの重要性についての安全教育及び訓練が十分に行われていなかったことから、安全管理が有効に機能していなかったものと考えられる。

貴社は、本事故後に各種の再発防止策を講じたところであるが、本事故後の航行経路を調査したところ、神戸空港東進入灯台に接近して航行していることが確認されたことから、可能な限り基準航路を航行することの重要性についての安全教育及び訓練が十分に行きわたっていなかったものと考えられる。

（付図 航行経路図（平成30年10月9日～18日夜間） 参照）

このことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、旅客の輸送の安全を安定的に確保するため、貴社に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

また、同条第2項の規定に基づき、この勧告に基づき講じた措置について報告を求める。

記

貴社は、再発防止策が継続的に、かつ、確実に実施されることが重要であることから、次の事項に重点を置き、継続的に運航委託先の乗組員に対する教育及び訓練を実施すること。

- (1) 航海計器の適切な利用を含む見張りの重要性
- (2) 乗組員間における航海の安全に関する情報共有の重要性
- (3) 乗揚（衝突）予防援助装置の活用を含む安全運航の重要性
- (4) 基準航路を航行することの安全性を認識し、可能な限り基準航路を航行するなど適切な操船を行うことの重要性

